

広告物取扱要綱について（制定 昭和 60 年 4 月 1 日）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定について、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この要綱において「広告物」とは、都市公園において表示されるはり紙若しくははり札その他これらに類する広告物であつて、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものをいう。 （1）都市公園法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項または法第 6 条第 1 項、第 3 項、条例第 4 条第 1 項、第 3 項、<u>第 9 条の 2 及び 6</u>の規定に基づく許可を受けた者が、<u>管理上の必要があり</u>当該許可に付随する内容等周知するために、許可区域内において広告物を表示する場合 （2）[略] （3）[削る]公園管理者の承認を得て、<u>寄贈者名等</u>を当該寄贈物件に表示する場合 （4）[略]	（定義） 第 2 条 この要綱において「広告物」とは、都市公園において、<u>その利用者に表示されるはり紙、はり札</u>その他これらに類する広告物であつて、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものをいう。 （1）都市公園法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項または法第 6 条第 1 項、第 3 項、条例第 4 条第 1 項、第 3 項の規定に基づく許可を受けた者が、<u>管理上及び</u>当該許可に付随する内容等周知するために、許可区域内において広告物を表示する場合 （2）[同左] （3）<u>寄贈者が</u>公園管理者の承認を得て、<u>自己の名称等</u>を当該寄贈物件に表示する場合 （4）[同左]
（許可の基準） 第 3 条 [略] [（1）～（4）略] （5）条例第 9 条別表第 <u>3</u>に掲げる施設（ただし、長居運動場を除く）の指定管理者が、当該施設内外部において、広告物を表示する場合 （6）[略] （7）公募により選定した事業者が、<u>公園管理者</u>の設置した公園施設へ広告物を表示する場合 2 [略]	（許可の基準） 第 3 条 [同左] [（1）～（4）同左] （5）条例第 9 条別表第 <u>2</u>に掲げる施設（ただし、長居運動場を除く）の指定管理者が、当該施設内外部において、広告物を表示する場合 （6）[同左] （7）公募により選定した事業者が、<u>本市</u>の設置した公園施設へ広告物を表示する場合 2 [同左]
（広告物の規格等） 第 5 条 [略] （1）[略] （2）表示内容等は、[削る]企業名、商品名、マーク及びキャッチフレーズ<u>その他企業また</u>	（広告物の規格等） 第 5 条 [同左] （1）[同左] （2）表示内容等は、<u>協賛企業名</u>、商品名、マーク及びキャッチフレーズとする。

<u>は商品に関するもの</u>とする。 〔（３）～（４）略〕	〔（３）～（４）同左〕
（許可の期間） 第７条 〔略〕 〔（１）～（３）略〕 （４）第３条第１項第４号から第７号に係るものについては、１年以内。ただし、<u>公園管理者</u>が必要であると認めた場合は、必要な限度において更新することができる。	（許可の期間） 第７条 〔同左〕 〔（１）～（３）同左〕 （４）第３条第１項第４号から第７号に係るものについては、１年以内。ただし、<u>本市</u>が必要であると認めた場合は、必要な限度において更新することができる。